

国立大学法人鳴門教育大学感謝状贈呈規程

平成30年12月12日

規 程 第 2 5 号

平成31年 3月13日規程第 68号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学長（以下「学長」という。）が国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の職員以外の者又は団体（以下「学外者」という。）に対して行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかの事項に該当する場合に行う。

- (1) 本学の教育，研究，社会連携，福利厚生及び課外活動等の発展に多大な貢献をした学外者
- (2) 本学の学生，教職員等の生命，身体等に対する危険を防止した学外者
- (3) 本学の教育・研究環境の整備に多大な貢献をした学外者
- (4) その他学長が前3号に準ずると認めた学外者

(推薦)

第3条 学長，理事，副学長，専攻長，附属図書館長，センター所長又は附属学校園長は，前条に該当する学外者について，別紙様式第1号により学長に推薦することができる。

(決定)

第4条 被贈呈者の決定は，役員会の意見を聴き学長が行う。

(感謝状の様式等)

第5条 感謝状の様式は，別記様式第2号の文例を参考に当該感謝状贈呈の趣旨に応じたものとする。

2 前項の感謝状にあわせて，記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 感謝状の贈呈に係る事務は，感謝状贈呈の趣旨に係る事務を担当する課等において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか，感謝状の贈呈に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第3号関係）

令和 年 月 日

感謝状贈呈推薦書

鳴門教育大学長 殿

推薦者
職名
氏名

下記の者は、感謝状を贈呈するに相応しいと認められますので、下記のとおり推薦します。

記

- 1 氏名（団体名）及び所属する団体，職名等
- 2 推薦理由
- 3 感謝状文案

感 謝 状

氏名 殿

あなたは（〇〇〇〇：具体的内容等）に
本学に多大な貢献をされました
よってその功績をたたえ深く感謝の意を表します

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 氏 名 

備考 必要に応じ、縦書きとすることも可能